

平成 30 年 9 月 14 日
農業資材審議会農薬分科会決定

「農業資材審議会が軽微な事項の変更と認める場合」について

「農薬取締法の一部を改正する法律」（平成 30 年法律第 53 号）による改正後の農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号。以下「法」という。）第 39 条第 1 項に規定する農林水産大臣から農業資材審議会への意見聴取事項に関して、意見聴取の対象から除外される「農業資材審議会が軽微な事項の変更と認める場合」は、「農薬取締法の一部を改正する法律」（平成 30 年法律第 53 号）の第 2 条施行日（同法の公布の日から起算して 2 年以内）までの間、以下を指すものとする。

「農薬原体の有効成分以外の成分の種類及び含有濃度」（法第 3 条第 2 項第 11 号）に変更がない場合